

# 自然環境保全法の一部を改正する法律の概要

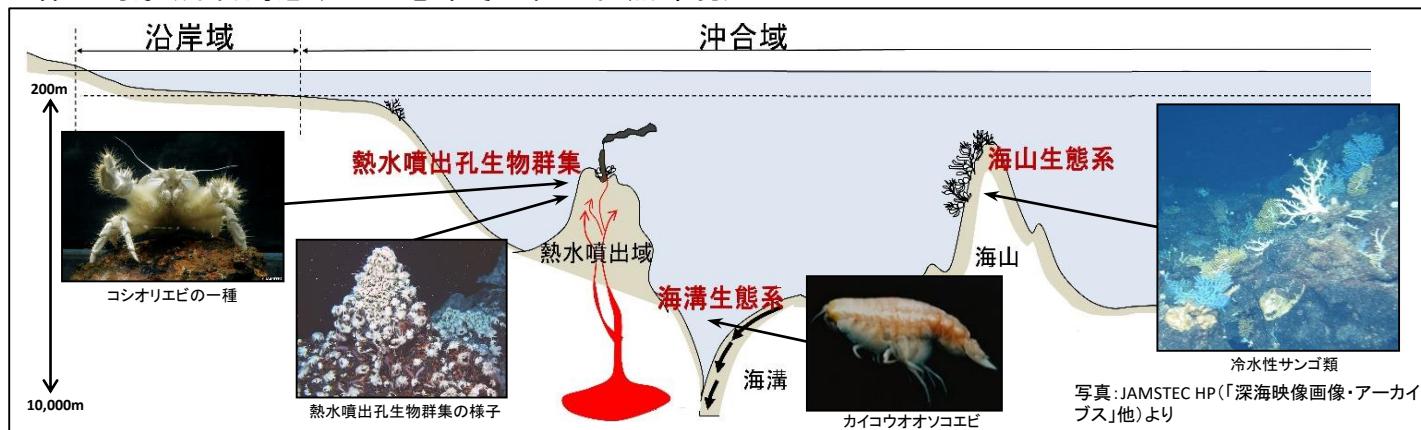
(平成31年法律第20号)

平成31年4月26日 公布

## 背景

- 我が国は世界有数の広大な管轄海域を有する海洋国家であり、沖合域には海山、熱水噴出域、海溝等の多様な地形等に特異な生態系や生物資源が存在している。
- 国際的には、海洋の産業利用が進む中、海洋環境の保全が潮流となっており、我が国が主導した愛知目標等の国際目標を踏まえ主要国でも海洋保護区の設定が加速している。(愛知目標では、海域の10%を海洋保護区に設定することとなっており、我が国では沿岸域を中心に8.3%が設定。)
- 国内においては、第三期海洋基本計画(2018年5月閣議決定)に沿って、沖合域において保護区の設定を推進し、保全と利用を両輪で進めていく方針。
- このため、自然環境保全法に基づく新たな保護区制度を創設し、現在有している科学的知見を基礎に予防的広がりをもって保護区を指定し、順応的管理を行うこととし、ポスト愛知目標等の国際的な議論にも積極的に貢献していく。

<保全対象(沖合海底域の生態系その他の自然環境)のイメージ>



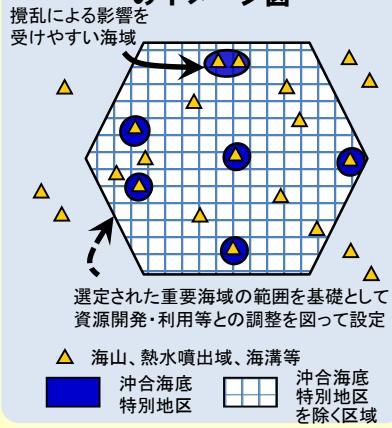
## 主な改正内容

- 沖合海底自然環境保全地域制度を創設する。

- ・環境大臣は、沖合の区域※で沖合海底自然環境保全地域を指定する(指定の際には、中央環境審議会等の意見を聞くとともに、関係行政機関の長と協議を行う)。
- ・沖合海底自然環境保全地域においては、海底の形質を変更するおそれのある鉱物の掘採・探査や海底の動植物の捕獲等に係る特定の行為を規制対象とし、沖合海底特別地区では許可制、それ以外の区域では届出制により規制する。

※ 我国の内水及び領海(水深200メートル超の海域に限る。)、排他的経済水域並びに大陸棚に係る海域

### 沖合海底自然環境保全地域のイメージ図



## 生物多様性の確保の一層の促進

愛知目標(2010)及びSDGs(2015)において、2020年までに管轄権内水域の10%を適切に保全・管理することが目標として位置付けられており、この目標の達成にも資する。

※ 沖合海底自然環境保全地域については、科学的知見、自然的・社会的状況の変化等を踏まえ順応的な見直しを行うこととする。